# 小田原市の教職員の働き方改革に 関する指針

令和2年3月策定 令和5年3月改訂 小田原市教育委員会

# 目次

Ι		「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の目的	1
Π		教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組	2
Ш		指針の性格	3
IV		小田原市の教職員の働き方改革の目標	3
V		各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組	4
	1	個別業務の役割分担及び適正化について	4
	2	勤務時間について	5
	3	教職員の意識改革について	5
	4	学校を支える人員体制について	5
	5	定数改善について	7
	6	労働安全衛生管理について	7
	7	その他(施設・環境等)について	7
VI		指針の策定と取組の進捗管理について	8
VII		各校の取組	8



# I 「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針」の目的

持続可能な学校運営と小田原市の教育の質を高めるために、勤務実態を改善し、教職員がワーク・ライフ・バランスの実現を通じて、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子供たちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行う。

社会の急激な変化が進む中で、子供たちが予測不可能な未来社会を自立的に 生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題は、 より複雑化・困難化しています。

こうした中、国や神奈川県教育委員会が実施した教員の勤務実態調査の結果、 教員の長時間勤務の深刻な実態が明らかとなりました。

教員が心身ともに充実して子供たちと向き合い、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することが学校教育の充実につながります。このような考えに基づき、持続可能な学校における指導・運営体制の構築を目指して、働き方改革を進めていくことが喫緊の課題です。

このため、小田原市教育委員会では、県教育委員会が策定した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」をふまえ、令和2年3月に「小田原市の教職員の働き方改革に関する指針(以下、「指針」とする。)」を策定しました。

この指針に基づき、市教育委員会では、業務の明確化・適正化や支援スタッフの拡充等により教職員の負担軽減を図り、働き方改革に向けた総合的な取組を 実施していきます。

また、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進める観点から、各学校に 設置している学校運営協議会を充実させるとともに、従前より設置している学 校支援地域本部を活用し、保護者や地域住民等の理解、協力を得ながら、子供た ちの資質・能力を高めるための学校運営を推進していきます。

市教育委員会は、教職員の長時間勤務の改善に取り組むことを含め、風通しの良い働きやすい職場づくりの構築に努め、小田原市の教育の質の一層の向上を図ります。

# Ⅱ 教職員の働き方をめぐる状況とこれまでの取組

- 教員の働き方改革が大きな社会問題となっていることから、国では平成 28 年度に「教員勤務実態調査」を、県教育委員会では平成 29 年度に「勤務 実態調査」を実施し、教員の勤務時間の実態把握を行いました。
- これらの調査の結果、いずれの校種においても、教員の長時間勤務の深刻な勤務実態が明らかとなりました。例えば、県の調査によると、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える長時間勤務の教諭・総括教諭は小学校35.7%、中学校72.7%、教頭は小学校63.4%、中学校70.0%など、かなりの割合に上ることがわかりました。
- このような状況を受け、国では平成 31 年 1 月 25 日に中央教育審議会から「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」が文部科学省に提出され、同日、文部科学省が「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を策定し、さらに、3 月には、「学校における働き方改革に関する取組の徹底について(通知)」が発出されました。
- 神奈川県では、県教育委員会が、平成30年4月に今後の教員の働き方改 革に関する総合的な取組等について議論をするため、「神奈川の教員の働き 方改革検討協議会」を設置し検討を進め、平成31年3月に「神奈川の教員 の働き方改革に向けた意見(最終まとめ)」が取りまとめられました。さらに、 令和元年10月に「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」(令和2年4月 改訂)が発出されました。これを受け、各市町村でも働き方改革の推進に向 けた方針を整理し、各教育委員会の実情に応じて順次適切に取組を進める こととしました。
- 小田原市では、教職員の長時間勤務等による健康への影響を未然に防止するため、令和3年10月に在校等時間管理システムを導入し、教職員の在校等時間\*を正確に把握することに努めています。また、このシステムにより毎月45時間以上の超過勤務者、さらに80時間以上の超過勤務者について調査しており、例年一定数の教職員が月に80時間以上の超過勤務を行っているという実態が明らかになっています。
- ※ 在校等時間は、教職員が在校している時間を基本とし、校外において職務として行 う研修や児童生徒に引率等の職務に従事している時間及び管理職の許可を得て実施 する在宅勤務や教育委員会が定めている情報通信技術を利用して行う在宅勤務(校務 ネットワークや学習ネットワークに接続して行う業務)の勤務時間を加えたものとし ます。なお、勤務時間外における自己研鑽その他業務外の時間及び休憩時間は在校等 時間から除きます。

- また、例年一定数の教職員が月に80時間以上の超過勤務を行っているという現状から、「小田原市立学校教職員衛生委員会」\*では、令和2年度からテーマを「教職員の働き方改革の取組について」、重点を「働き方改革に関する指針に基づいた学校運営」とし、本指針の目標達成に向けて取組を推進しています。
- ※ 「小田原市立学校教職員衛生委員会」は、労働安全衛生法に基づき、小田原市の教職員の安全および健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を協議するために設置されています。現在は 15 名の委員からなっています。

# Ⅲ 指針の性格

- 本指針は、教職員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の 方向性を示したものです。
- 市教育委員会は、本指針に基づき、市内小・中学校教職員における働き方 改革を着実に推進します。
- 本指針の対象期間は、国の工程表を参考に概ね3年程度とします。
- 本指針は、国や県における新たな動きや、各校の実情、および目標の達成 状況の検証を踏まえ、必要に応じて取組の追加、変更、見直しを行うことと します。

# Ⅳ 小田原市の教職員の働き方改革の目標

持続可能な学校指導・運営体制の構築等を目指すために、「公立学校の教師の 勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年1月25日 文部科学省)や 「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」(令和2年4月改訂神奈川県教育委 員会)を参考に、以下の3つの目標を掲げます。

なお、この目標の遵守を形式的に行うことを目的として、虚偽の時間の申告を行ったり、自宅等に持ち帰って業務を行う時間を増やしたりすることは、本指針の趣旨に反するものであり、厳に慎むこととします。

この目標を設定する意図は、目標を実現するための環境づくりや各教職員の意識改革を推進し、具体的な方策や課題点の見直しを行うことにあります。

# 1 時間外勤務\*の上限の設定

- 「条例等で定める勤務時間を超える在校等時間(時間外勤務)」が、1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにします(特別の場合を除く)。
- ※ 「時間外勤務」は、上記「在校等時間」から、条例等で定める勤務時間 7 時間 45 分 を減じた時間を表しています。文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の 上限に関するガイドライン(平成 31 年 1 月 25 日)」では、「勤務時間の上限の目安時

間」と表記されていますが、本指針では、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に合わせ、「時間外勤務」としています。

○ 「小田原市立学校職員の業務量の管理に関する規則(令和3年4月1日施行)」により時間外勤務の上限時間数を設定しました。

### 2 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数 15 日以上を目標とします。
- 長期休業期間中に年5日を目標として学校閉庁日※を設定します。
- ※ 学校閉庁日は、年次休暇又は夏季休暇、又は週休日等の振替の取得により実施します。

# 3 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」※の遵守

- 年間指導計画の作成と、平日授業日及び休業日それぞれ方針に定められた日数の休養日の取得を徹底します。
  - ※「小田原市立中学校に係る部活動の方針」で定められた休養日の設定基準
    - ・ 週当たり授業日1日以上、休業日1日以上の休養日を設ける。(週末に大会参加 等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)
    - ・ 休養日の設定に当たっては、各部活動の実情に合わせ柔軟に休養日を設定する。
    - ・ 年間を 52 週と考え、1 年間に授業日及び休業日各 52 日以上に相当する休養日を設定する。その際、ひと月のうち、授業日及び休業日に必ず休養日を設定するよう努める。

# V 各学校に向けた小田原市教育委員会の働き方改革の取組

市教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、以下の取組を進めます。

なお、予算を伴う取組については、各年度の予算編成において、それぞれの取 組について調整を図っていきます。

# 1 個別業務の役割分担及び適正化について

- 引き続き、各校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行う とともに、国や県の調査に対しても負担軽減について働きかけます。
- 小田原市が実施する行事等の精選を図ります。併せて、各校における行事 等の精査を促進し、各校で実施した取組については共有し、各校における改 善に生かします。
- 市教育委員会が主催する研修会のうち、同じ目的の研修会を複数回開催する場合、全学年1クラス規模の学校は、いずれかの研修会へ参加すればよいこととしています。また、教職員の出張の負担を軽減するため、積極的にリモートでの会議・研修を取り入れます。
- 保護者・地域等に向けた教職員の働き方改革に関する理解を促進するためのお知らせを作成します。

- 地域と組織的な連携・協働体制が図れる学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を全校に設置し、地域と協働して学校運営を図れるよう、保護者や地域住民等との適切な役割分担を進めていきます。
- 事務職員の組織化による学校事務の機能強化を図るとともに、事務職員 の担っている事務量等を勘案しつつ、事務職員の役割や教員の担う事務の 在り方等について検討を進めていきます。
- 給食費の公会計化を令和3年度から実施しましたが、引き続き学校以外が担うべき業務について、見直しを行い、教職員の負担軽減を図っていきます。

# 2 勤務時間について

- 教職員の勤務時間について、在校等時間管理システムにより、客観的な把握を行います。
- 夏季休暇の完全取得、年次休暇の取得を促進します。
- 長期休業期間中に、5日間の学校閉庁日を実施します。
- 1年単位の変形労働時間制について、県教育委員会の検討や本市での業 務縮減の進捗状況を踏まえながら、慎重かつ柔軟に対応します。
- 各校に自動音声応答機能付き電話機(システム電話)を設置し、夜間や週 休日等の電話に対応しない環境の形成に努めます。

# 3 教職員の意識改革について

- 各校の重点目標や経営方針について、必要に応じて学校に指導・助言を行います。また、各学校の学校運営協議会において学校運営の基本方針を検討する際には、教職員の働き方改革の視点を盛り込むよう働きかけます。
- 研修会において、タイムマネジメントに係る内容や外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、教頭研修会では、働き方改革についての内容を適宜取り上げます。
- 「小田原市立中学校に係る部活動の方針」に則り、各部活動において、年間指導計画を作成するとともに、授業日及び休業日それぞれ年間の休養日の取得を徹底し、計画的な活動を促進します。
- 校務支援システムの更新以降(令和5年10月~)、ポップアップメッセージを表示できるようになるため、働き方改革に関するメッセージを定期的に配信していきます。

# 4 学校を支える人員体制について

- 小学校35人学級を国より1年前倒しで段階的に実施するため、令和3年 度から対象校に少人数指導スタッフを配置しています。
- 学力向上支援事業として、中学校に配置する教科非常勤講師、小学校に配

置する少人数指導スタッフの充実を図ります。

- 小学校においては、外国語及び外国語活動の時間等における体験活動を通して、児童が外国語や外国の文化に慣れ親しむことを目的とし、中学校においては、実際に活用できる言語活動の技能やコミュニケーション能力等を高めることを目的として、各校に外国語指導助手(ALT)を配置します。また、県費英語専科の配置のない小学校については、市で英語専科非常勤講師を配置し、学年段階に応じた国際理解教育や外国語教育の充実を図ります。
- 豊かな心を育む場としての学校図書館が充実するよう、各校に学校司書 を配置します。
- 各校の特別支援学級及び通常の学級に在籍するさまざまな教育的ニーズ のある児童・生徒に対して適切な指導を行うため、教員の補助者として、小・ 中学校に個別支援員を配置します。
- 医療的ケア及び生活上健康管理等の必要な児童・生徒が在籍する学校を 巡回し、医療的ケアを実施したり、環境調整及び生活上の助言を行ったりす るために、個別支援員(看護師)を配置します。また、看護師を専門職とし て特別支援学級の宿泊学習に派遣し、医療的ケア等の充実を図るとともに、 引率職員が児童・生徒の支援に集中できる環境を整えます。
- 教室に入ることができない児童・生徒のための校内支援体制の充実を図ります。
- 不登校児童・生徒を対象に、家庭と連携しながら、学校復帰を目的とした 家庭訪問によって、本人や保護者への支援を行うために不登校生徒訪問相 談員を派遣します。
- 児童・生徒の見取りや具体的な支援等を通じて、「小田原市立の小・中学校の校内体制の支援」や、「さまざまな課題をもつ児童・生徒への教育的対応について、教職員に対する実践的な支援」を行うために、学校からの依頼により小田原市支援教育相談支援チームを派遣します(巡回相談の実施、個別指導員の配置、作業療法士及び理学療法士の派遣等)。
- 外国につながりのある児童・生徒に対する日本語指導において、教員の指導に協力しながら日本語指導を行い、適切な学校教育の機会の確保を図るために、日本語指導協力者を派遣します。
- 「おだわら子ども若者教育支援センター」(は一もにい)を中心に、教育と福祉が連携し、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援体制を構築することで、個に応じた支援環境のより一層の充実を図ります。
- 中学校における生徒指導の充実を図り、生徒指導上の諸問題を改善する ために、生徒指導員を配置します。
- 中学校の部活動については、地域移行に向けて地域指導者の配置を充実 させるとともに、部活動指導員の活用を図ります。
- 学習プリントの印刷等を行うスクール・サポート・スタッフの配置・拡充

について、引き続き国及び県に要望します。

- いじめなどの重要案件の法律相談について、市の顧問弁護士や県教育委員会のスクールロイヤーを活用し、学校からの相談に対応できるように努めます。
- 「チームとしての学校」に向け、外部人材を有効に活用します。

# 5 定数改善について

○ 教育の質の向上を目指すため、教職員定数の改善並びに定数規定外のティーム・ティーチングや少人数指導、小学校英語専科、小学校高学年専科等の配置について、引き続き国及び県に要望します。

# 6 労働安全衛生管理について

- 各校の労働安全衛生管理体制の充実のために、小田原市立学校教職員衛生委員会を開催します。教職員の労働安全衛生環境について協議し、その結果を各校の各教職員に通知するとともに、各校の好事例を展開していきます。
- 教職員の健康管理等を行う産業医を選任します。産業医は、小田原市立学校教職員衛生委員会の助言や超過勤務調査の該当者等への面接を行い、教職員の健康管理や職場環境の改善を図ります。校長会で産業医の活用方法を周知し、産業医と管理職の連携を推進します。
- 全教職員を対象にメンタルヘルスチェックを実施します。ストレスチェックの結果及び分析は各校管理職に通知し、必要に応じて産業医面接等の 受診を促します。
- 公立学校共済組合において実施している電話や Web による無料相談窓口等について、教職員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。

#### 7 その他(施設・環境等)について

- 様々な校務について、これまで以上に迅速かつ効率的に処理し、校務に かかる教職員の負担を軽減するために一人1台のパソコンを配置しており、 さらなる情報基盤の整備に努めます。
- 全校で導入している既存のサーバや校務用パソコン、学習用端末を適切 に運用し、ICTの積極的な活用を推進します。また、老朽化した機器の計 画的な入替を実施し、時代や現場のニーズに合ったネットワークを構築し ます。
- 保護者への連絡について、連絡配信システム(さくら連絡網)を積極的に 活用し、業務改善・作業負荷の軽減を図ります。

○ 「カリキュラム・マネジメント」推進の観点から教育課程の運用を見直す など、効果的、効率的な業務計画の作成を促進し、業務の適正化を図ります。

# VI 指針の策定と取組の進捗管理について

- 教職員の働き方改革を進めるためには、市教育委員会の考えだけではな く、現場の教職員の意見等を幅広く聞き入れる必要があります。そのため、 本指針の策定に当たり、小田原市校長会の意見を聞くとともに、教育委員会 と教職員の代表から構成される小田原市立学校教職員衛生委員会で協議を 行いました。
- 各校の教職員の働き方改革を円滑に進めていくためには、本指針に記載されたすべての取組が着実に実施されることが重要です。市教育委員会は、 小田原市立学校教職員衛生委員会を活用して各校と連携するとともに、進 捗状況を確認しながら一層の取組を促します。

# Ⅲ 各校・教育委員会の取組

各校や教育委員会の働き方改革に関する取組についての紹介

# 取組項目1 新しいツールを利用した働き方改革

#### (市教委、学校の取組)

事例1 在校等時間管理システムの導入と職員への周知方法

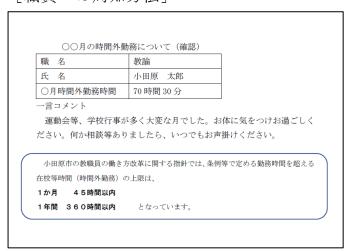
令和3年10月から在校等時間管理システムを導入し、教職員の勤務時間について、客観的な計測に基づく集計がスタートしました。自身の勤務時間を把握することで、職員一人ひとりの勤務時間に対する意識が高まりました。

「在校等時間管理システム]



長時間労働により疲労が蓄積すると、健康障害やメンタルヘルス不調のリスクが高まります。市教育委員会では、年7回の産業医面談を実施しており、在校等時間が多い教職員も対象にしています。

#### 「職員への周知方法〕



教育指導課から毎月配布される集計表を基に、教職員へ通知を作成している学校もあります。 本人への意識改革に限らず、管理職が実施する教職員の勤務状況の実態把握としても有用です。

#### (市教委、学校の取組)

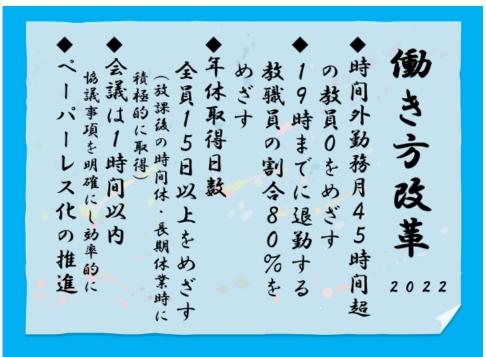
事例2 保護者通知等のデータ化

保護者連絡配信システムを活用し、今まで紙媒体としていた保護者通知等を データ配信に切り替えました。印刷及び配布に係る労力及び紙や印刷に係る費 用の削減に繋がっています。また、携帯アプリのため、いつでも通知等を確認で きるため、利便性が高まりました。

# 取組項目2 ポスターや掲示物を活用した働き方改革の見える化

### (学校の取組)

事例1 ポスターや掲示物





教職員向けの掲示物としては、仕事の 精選や効率化を図る目的のほか、意識改 革を促す内容のものが作成されています。 掲示物を作成しなくとも、職員室黒板に その日の状況に応じたメッセージを記す など、意識改革の方法はさまざまです。

# 取組項目3 職務環境の改善に関すること

#### (学校の取組)

事例1 「デジタルサイネージ」の設置

職員室前後の2か所に、デジタルサイネージ(電子黒板)の設置を行っている学校もあります。今までは、教頭又は教務主任が毎日、黒板に予定等を記載していましたが、それが不要となりました。PC 入力に切り替えることで、修正等に即座に対応できるとともに、職員も予定等が見やすく、職員間の情報共有に役立っています。

#### 「職員室のデジタルサイネージ」



職員室の前後に設置してあるため、 席が後ろの人でも予定をすぐにチェ ックできるようになっています。



# 取組項目4 部活動指導等に関すること

#### (市教委の取組)

事例 1 部活動地域指導者・部活動指導員の配置

有償ボランティアである部活動地域指導者を令和4年度は全中学校に44名配置し、主に技術面での専門的な指導を依頼しています。

会計年度任用職員の部活動指導員を3名配置し、地域指導者と同様に、専門的な指導を依頼しているほか、大会等への引率に従事しています。部活動指導員については、今後も増員の方向で検討を行っています。

#### (学校の取組)

事例2 NO 部活デイ

「小田原市立中学校に係る部活動の方針」にかかげる部活動休養日を遵守するため、週に1回「NO部活デイ」を実施している学校もあります。

### 取組項目5 その他の取組について

#### (学校の取組)

事例1 「できる!働き方改革」の発行

校内の校務分掌に「働き方改善」の担当を作り、職員への働き方改革の参考となる情報提供として、「できる!働き方改革」を月に1~2回程度発行している学校もあります。



発行者の負担減及び読み手が読みやすいように、添付画像を多く利用し、字のフォントも大きく設定しています。 作成には、市教育委員会発行の「ICT 所報」を参考としています。

校内では、働き方改革の意識が高まったという意見が多くあります。

# (市教委、学校の取組)

事例2 ICT を活用したアンケート機能の活用及び紙媒体の削減

市教育委員会が実施するアンケート等の一部をGoogleフォーム等の電子アンケートに切り替えました。紙媒体の印刷、配付、回収等の手間はなく、また、データで抽出されるため、集計時間の大幅な削減に繋がりました。

#### (学校の取組)

事例3 スクール・サポート・スタッフ(以下、「SSS」とする。)の活用 教員が担う業務の明確化・適正化を図るために導入された SSS は、現在、全

校に配置され、教員業務の負担軽減のため活用されています。

業務依頼書

依頼者

日時

内容

いつまでに

いつでも/至急/○月○日

SSS に業務を依頼するときは、専用の仕事依頼書 (職員室の事務机上)に依頼事項を各教員が記入す るようにしています。

依頼内容としては、

- ・印刷室の整理(整理用箱の作成)、カートリッジ 交換、用紙の補充
- ·印刷物(家庭学習、家庭用配布物等)、各種掲示
- ・新体力テスト等の記録の入力
- ・理科、生活科等の教材作り 等となります。

#### (学校の取組)

事例 4 NO 残業デイ

月1回程度、教職員が定刻で帰宅できるよう、年間の教育課程を工夫し、「NO 残業デイ」としている学校もあります。